

# はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により多くの方の尊い命が奪われ、その際の地震による直接的な死者数の約9割は住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されている。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律<sup>※1</sup>（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）」が制定された。しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震や津波により、甚大な被害をもたらした。さらに、平成30年6月の大阪府北部地震においては、ブロック塀の倒壊により人命が失われる被害が発生した。このように、我が国においては、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

表0-1 阪神・淡路大震災以降の大地震の規模と主な被害の状況

発生日月	名称	マグニチュード	震度	被害の状況（人、棟）
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災	7.2	7	死者・行方不明6,437、住家全壊104,906、半壊144,274、一部破損263,702、全焼6,982、半焼89
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	6強	住家全壊431、半壊3,068、一部破損17,296
平成15年7月26日	宮城県北部地震	6.2	6強	住家全壊1,247、半壊3,698、一部破損10,975
平成16年10月23日	新潟県中越地震	6.8	7	死者51、住家全壊3,185、半壊13,715、一部破損104,560、建物火災9
平成17年3月20日	福岡県西方沖地震	7.0	6弱	死者1、住家全壊133、半壊244、一部破損8,620
平成19年3月25日	能登半島地震	6.9	6強	死者1、住家全壊686、半壊1,740
平成19年7月16日	新潟県中越沖地震	6.8	6強	死者15、住家全壊1,331、半壊5,710、一部破損37,633
平成20年6月14日	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	死者17、不明6、住家全壊30、半壊146
平成23年3月11日	東日本大震災	9.0 <sup>※2</sup>	7	死者19,729、不明2,559、住家全壊121,996、半壊282,941、一部破損748,461 (令和2年3月10日時点) <sup>※3</sup>
平成25年4月13日	淡路島沖地震	6.3	6弱	住家全壊8、半壊101、一部破損8,305
平成28年4月14日	熊本地震	7.3	7	死者273、住家全壊8,667、半壊34,719、一部破損163,500 (平成31年4月12日時点)
平成30年6月18日	大阪府北部地震	6.1	6弱	死者6、住家全壊21、半壊483、一部破損61,266 (令和元年8月20日時点)
平成30年9月6日	北海道胆振東部地震	6.7	5強	死者43、住家全壊469、半壊1,660、一部破損13,849 (令和元年8月20日時点)

(参考:理科年表、気象庁、総務省消防庁データ等)

- ※1 **建築物の耐震改修の促進に関する法律** 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震改修を進めることを目的に平成7年12月25日に施行された法律。
- ※2 **東日本大震災のマグニチュード** モーメントマグニチュードの値を記載。モーメントマグニチュードとは、岩盤のずれの規模を基にして計算したマグニチュードであり、普通のマグニチュード(M)が地震計で観測される波の振幅から計算され、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表さないのに対し、大きな地震に対しても有効である。
- ※3 **東日本大震災の被害の状況** 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の余震による被害や3月11日以降に発生した余震域外での地震で被害の区別が不可能なものも含む。

このような状況のもと、国は、住宅及び建築物の耐震化<sup>※4</sup>を「社会全体の国家的な緊急課題」と位置付け、平成17年11月に耐震改修促進法を改正し、平成18年1月に施行した。また、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）」を策定した。

改正された耐震改修促進法では、耐震改修促進計画の策定が都道府県に義務付けられたことから、東京都は、平成19年3月に「東京都耐震改修促進計画<sup>※5</sup>（以下「東京都計画」という。）」を策定した。

また、市町村も耐震改修促進計画の策定に努めるよう定められたことから、西東京市は、平成20年2月に「西東京市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定した。以後、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例<sup>※6</sup>（平成23年東京都条例第36号。以下「東京都耐震化推進条例」という。）」の制定、耐震改修促進法の改正（平成25年5月）、国の基本方針の改正（平成25年10月）、東京都計画の改定（平成28年3月）等を踏まえ、平成28年3月に本計画を改定し、災害に強いまちづくりを進めてきた。

しかし、本計画改定以降も大地震が頻発しており、また、首都直下地震については、発生の切迫性が指摘されていることから、効果的かつ効率的に住宅・建築物の耐震改修等<sup>※7</sup>を実施することが求められている。

このことから、本計画の対象建築物について耐震化の新たな目標を示すとともに、耐震化を取り巻くこれまでの状況の変化や東京都計画の改定（令和3年3月）などを反映させるため、本計画を改定する。

---

※4 **耐震化** 耐震診断を実施して地震に対する安全性に適合することを明らかにすること又は耐震改修等を実施することをいう。

※5 **東京都耐震改修促進計画** 耐震改修促進法第5条第1項の規定により、都内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い東京を実現することを目的に策定された計画。市町村における耐震改修促進計画の策定の指針となる。

※6 **東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例** 震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道の建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護するとともに、首都機能を確保することを目的とした東京都の条例。

※7 **耐震改修等** 耐震改修、除却、建替えにより地震に対して安全な建築物とすること。